

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日機装株式会社			コード	6376
提出日	2026/3/9	異動(予定)日	2026/3/27		
独立役員届出書の提出理由	2026年3月27日開催予定の第85回定時株主総会に社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	中久保 満昭	社外取締役	○														○		有
2	菊地 敦子	社外取締役	○														○		有
3	山口 純子	社外取締役	○														○		有
4	小笠原 直	社外監査役	○														○		有
5	仲谷 栄一郎	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		中久保満昭氏は、弁護士として高度な専門的知見を有し、役員の責任に関する係争対応など企業法務の分野において豊富な経験を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行うことができると判断しています。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
2		菊地敦子氏は、長年にわたり人事院において要職を歴任し、(一財)公務人材開発協会の代表理事を務めるなど、人材開発・育成および多様性に関する豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行うことができると判断しています。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
3		山口純子氏は、NTT㈱とそのグループ会社において営業、事業開発および事業経営などの幅広い分野での業務経験を有するとともに、㈱NTT東日本一南関東の常勤監査役や他社の社外取締役を務めるなど、企業経営およびコーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、客観的かつ独立した公正な立場から経営の監督を行うことができると判断しています。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
4		小笠原直氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な専門知識を有し、上場企業の監査やM&A支援などの豊富な経験を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行することができるかと判断しています。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
5		仲谷栄一郎氏は、弁護士として高度な専門知識を有し、国内外の企業における各種法律問題への対応をはじめ、国際税務に関する専門家として豊富な経験を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、客観的かつ独立した公正な立場から取締役の職務執行の監査を適切に遂行することができるかと判断しています。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(「4. 補足説明」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。

4. 補足説明

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立性基準を採用しています。
本基準の解釈・適用にあたっては、当社の業務執行から独立した客観的かつ公正な立場において、経営の監督または取締役の意思決定および職務執行を監督する役割を十分に果たすことを可能とするため、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的關係もしくは取引関係その他の利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないかを実質的に判断します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。